

## 第2回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：平成29年4月13日（木）14:00～15:00

会場：広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

ただいまから、第2回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催致します。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の折、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。私は、中国四国厚生局で年金審査課長をしております山口と申します。開会に先立ちまして、事務局側で、暫時、議事の進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

なお、お願いごととなりますが、本会議の発言につきましては議事録作成上録音させていただきますとともに、本会議につきまして、厚生局ホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

まず初めに、中国四国地方年金記録訂正審議会委員の総数は20名でございます。五つの部会で構成されておりまして、各部会4名体制となっております。委員の任期につきましては、地方年金記録訂正審議会規則によりまして、毎年半数ずつの委員が改選任期を迎えることとなるように、当審議会の立ち上げ時に半数を1年任期、半数を2年任期としていたところでございます。従いまして、半数の委員は本年4月9日で任期満了となりまして、10名の委員の方々が改選されます。

今回、新たに年金記録訂正審議会委員に就任された皆さまと再任された皆さまに、任命通知を交付致します。本来であれば、皆さまに直接手渡しすべきところですが、時間の都合もございまして、あらかじめ机の上にお配りさせていただいております。新任・再任の委員の皆さまには、封筒の右上に鉛筆でお名前書きしてあると思っておりますけれども、中に任命通知書を入れさせていただいております。恐縮ですが確認をお願い致します。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願い致します。

まず「第2回中国四国地方年金記録訂正審議会総会 配布資料」の一覧表です。めくっていただきまして「議事次第」、それから「総会座席表」「委員名簿」です。

次に審議資料としまして、資料1-1「地方年金記録訂正審議会規則」、資料1-2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」、資料2としましては「部会に属すべき委員一覧表」をご準備しておりますが、後ほどお配りをさせていただきます。次に資料3-1「年金記録の訂正に関する事業状況（平成27年度）」、資料3-2「年金記録の訂正に関する審査請求について（平成27年度）」、資料3-3「中国四国地方年金記録訂正審議会各部会の開催状況等」、資料3-4「中国四国地方年金記録訂正審議会における実績及び傾向」、資料3-5「年金ニュース」でございます。それに今後、訂正審議会で議論する上で、法令などの資料集をファイルでお手元にご用意させていただいております。

お配りしました資料に不足がございましたら、事務局までお申し出ください。なお、本日配布しました総会資料につきましては、本会議終了後に事務局で、委員の皆さまの机の上に用意してございますファイルに綴らせていただきます。四国の方につきましては、四国の事務局の方で持ち帰らせていただきます。

それでは、中国四国地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介します。お手元に配布しておりま

す委員名簿をご覧ください。恐縮ではございますが、お名前のみご紹介させていただきます。  
池村委員でいらっしゃいます。

○池村委員

池村です。どうぞよろしくお願ひ致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

石田委員でいらっしゃいます。

○石田委員

石田です。よろしくお願ひ致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

畷田谷委員でいらっしゃいますが、本日はご欠席でございます。  
江口委員でございます。

○江口委員

江口です。よろしくお願ひ致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

大内委員でいらっしゃいますが、本日はご欠席でございます。  
大谷委員でいらっしゃいます。

○大谷委員

大谷でございます。よろしくお願ひ致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

大平委員でいらっしゃいます。

○大平委員

大平でございます。よろしくお願ひ致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

柏信委員でいらっしゃいます。

○柏信委員

柏信でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
兼田委員でいらっしゃいます。

○兼田委員  
兼田です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
木下委員でいらっしゃいます。

○木下委員  
木下です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
木脇委員でいらっしゃいます。

○木脇委員  
木脇でございます。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
塩田委員でいらっしゃいます。

○塩田委員  
塩田です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
塚田委員でいらっしゃいます。

○塚田委員  
塚田でございます。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
對馬委員でいらっしゃいますが、本日はご欠席でございます。  
中嶋委員でいらっしゃいます。

○中嶋委員  
中嶋です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

中野委員でいらっしゃいます。

○中野委員

中野です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

中村委員でいらっしゃいます。

○中村委員

中村です。よろしくお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

西山委員でいらっしゃいますが、本日はご欠席でございます。

秦委員でいらっしゃいます。

○秦委員

秦でございます。よろしくお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

柳瀬委員でいらっしゃいます。

○柳瀬委員

柳瀬です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

以上、中国四国地方年金記録訂正審議会の委員総数は 20 人でございます。

それでは、開会に先立ちまして、中国四国厚生局長の塚本よりごあいさつを申し上げます。

○塚本（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長の塚本でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また平素より年金事業の運営について、ご理解とご協力をいただいていることにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は第2回の総会ということで、平成27年、2年前の第1回に引き続くものですが、今回、委員の任期満了などによりまして、4名の方が再任、6名の方が新しく委員として加わっていただいているところです。

また、前会長の高面先生が任期満了となられたということで、本日の総会で会長をお決めいただき、部会所属などをお決めいただくと。それで個別の案件処理を部会の方で行っていただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

この年金記録の訂正業務につきましては、年金記録問題を受けまして、当初は平成 19 年の 6 月から総務省の行政相談と斡旋という枠組みを使い、年金記録確認第三者委員会の議論を受けて行われてきたということです。その後、平成 26 年に法整備をして、年金関係法に法律上の記録訂正の手続きを書き込んだということで、27 年度の 4 月から、この審議会も設置していただき、個別案件を処理していただいている状況です。

また、今年の 8 月から受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されるということで、新たに全国で 65 万人の方が受給権を取得されますので、今後その記録訂正の案件も増えていくことが予想されます。

年金制度の信頼を確保していくためには記録管理をしっかりするという当然の前提でございますが、その上で訂正請求があった場合に、訂正の可否を公正・公平に判断することが重要であると思っております。委員の皆さま、引き続き年金記録の訂正に関して、公平・公正な判断にお力添えをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、事務局の出席者を紹介致します。

四国厚生支局長の井原です。

○井原（四国厚生支局長）

井原でございます。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

中国四国厚生局年金管理官の藤井です。

○藤井（中国四国厚生局年金管理官）

藤井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局年金管理官の小林です。

○小林（四国厚生支局年金管理官）

小林です。どうぞよろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局年金審査課長の松谷です。

○松谷（四国厚生支局年金審査課長）

松谷でございます。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

以上でございます。

総会の議事進行は会長が行うこととなっておりますが、高面前会長におかれましては任期満了により退任となっております。地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項により、会長選出までの間は会長代行により議事進行をしていただくこととなります。

それでは、秦会長代行、よろしくお願い致します。

○秦会長代行

会長代行の秦でございます。委員の先生、皆さま方、ご多忙のところ、本日はご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第2回総会を開催したいと思います。

では、本日の出欠状況と会議の成立について、事務局からご報告をお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

本日、委員総数20名に対して16名にご出席をいただいております。地方年金記録訂正審議会規則の第7条第1項による過半数以上の委員の出席が認められます。本日の会議は、その定足数を満たしておりますので成立していることをご報告致します。

○秦会長代行

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

最初の議題は会長の選任についてです。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされており、会長の推薦にご意見のある方がおられましたら、よろしくお願い致します。

どうぞ、ご発言をお願い致します。

○大谷副会長

副会長の大谷でございます。会長には、現在、会長代行である秦委員を推薦申し上げたいと思います。皆さま方のご賛同を頂戴できればと思っております。よろしくお願い致します。

○秦会長代行

ただいま、大谷委員から、会長代行の私に会長をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、他の委員の皆さま、いかがでございましょうか。

○委員一同

異議なし。

○秦会長

「異議なし」ということで、それでは会長は私、秦が務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い致します。

それでは改めまして、一言ごあいさつを申し上げます。

秦でございます。ただいま、中国四国地方年金記録訂正審議会の会長にご推薦をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど、塚本局長さまのごあいさつにもございましたが、当審議会の果たす役割は、国民の皆さま方の年金記録の訂正請求に対しまして、公正・公平な立場で審査を行い、適正に判断するという非常に重要な責務を担っております。

そうした中で会長にご推薦いただいたことは誠に名誉なことであり、また経験豊富な方が多数おられる中で、誠に僭越ではございますが、本審議会の会長をお受けすることに対しまして身の引き締まる思いでございます。皆さま方のご協力をいただきながら、ともに誠実に、この仕事を努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い致します。

簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、最初にも本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断したいと思っております。お手元に資料1-2として配布しております「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」第10条では「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」となっております。本日の議題1から議題3までの議事につきましては、特段、個人情報の保護や、公開することによって本会議の運営に支障をきたすというような内容は含まれていないと判断されますので、公開することとしたいと思っております。皆さま、それでよろしいでしょうか。

特にご異議はございませんね。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局は、運営規則第13条第3項の規定に基づいて、議事録を作成していただくとともに、同条第1項、第2項の規定に基づき、議事要旨を作成し、会議資料と合わせて中国四国厚生局ホームページで公開してください。

なお、同条第4項の規定によりまして、議事録署名人として、私のほかに木脇委員さん、中野委員さんの2名を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

続きまして議題の2番目、本地方審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長の指名に入ります。事務局は指名についてご説明をお願い致します。

#### ○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

ご説明致します。お手元に資料1-2として「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」を配布しておりますが、ここの第3条第1項におきまして、副会長につきましては「1人以内の副会長を置くことができる」とし、また同条第2項におきましては「副会長は会長が指名する」とされているところで

す。会長代行につきましては、資料1-1「地方年金記録訂正審議会規則」の第5条第3項におきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされており。また、同規則の第6条第2項におきましては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」。そして同条第3項におきましては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされており。よって会長は、本審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長について指名をお願いします。

## ○秦会長

それでは、私の方で副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長を指名させていただきます。事務局において資料を配布していただきたいと思います。

(資料配付)

## ○秦会長

それでは、資料をご覧くださいまして、ご紹介をしたいと思います。一覧表の左の列に、副会長は黒の丸印、会長代行には白の丸印、会長は二重丸ということで付してあります。副会長は当審議会の地理的な特殊要因から、四国地方におかれる部会の状況を把握できる方がよろしいかと考え、引き続き大谷委員を指名させていただきます。

そして、会長代行には江口さん、よろしくお願ひ致します。会長代行は、会長に事故等があったときや、委員の改選期において会長が欠けるときのなどに会長としての職務をお願いすることになりますので、私と任期が異なる中国地方の委員の中から江口委員を指名させていただきました。

続いて、部会に属すべき委員、及びそれぞれの部会長を指名したいと思います。本地方審議会には5つの部会を設置することとし、第1部会は、私、中野委員、中嶋委員、木下委員の4名で構成することとし、部会長は引き続き私が務めさせていただきたいと思います。

第2部会は、池村委員、江口委員、木脇委員、石田委員の4名で構成することとし、部会長は池村委員をお願いしたいと思います。

第3部会は、中村委員、柏信委員、畝田谷委員、兼田委員の4名で構成することとし、部会長は引き続き中村委員をお願いしたいと思います。

第4部会は、大谷委員、大平委員、大内委員、塚田委員の4名で構成することとし、部会長は引き続き大谷委員をお願いしたいと思います。

第5部会は、柳瀬委員、塩田委員、西山委員、對馬委員の4名で構成することとし、部会長は引き続き柳瀬委員を指名したいと思います。

副会長、会長代行、部会に属すべき委員、及びそれぞれの部会長の指名は以上です。今後、中国四国地方審議会総会の開催は、必要な都度、私が招集しますが、委員の皆さまにおかれましては、ただいま指名させていただきました部会長のもとで、中国四国厚生局長、又は四国厚生支局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、どうかよろしくお願ひ致します。

続きまして議題の3番目ですが、「年金記録の訂正に関する事業状況（平成27年度）」について、事務局からご説明をお願ひ致します。

## ○松谷（四国厚生支局年金審査課長）

改めまして、四国厚生支局の松谷でございます。私の方からは、お手元の資料3-1から3-5までを順番にご説明をさせていただきます。

資料3-1「年金記録の訂正に関する事業状況（平成27年度）」をご覧ください。

1ページをご覧ください。「訂正請求の受付・処理件数」の表です。左側の「平成27年度計」は平成



27年4月から28年3月までの件数です。右側の「累計」の数字ですが、3ページの上の段(1)「制度別・受付時期別の受付件数」をご覧ください。表の左側には「平成27年3月受付」とございますが、これは年金記録の訂正請求が27年3月から始まりましたので、年度としては26年度になります。

表の右側「切替事案」ですが、これは右の点線で囲んだ中に説明があります。「平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立のうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案」です。改めて左の表をご覧ください。この「平成27年3月受付」「平成27年度受付」「切替事案」の三つの合計の受付件数8,516件が、1ページの表の右側の「累計」でございます。

この「累計」を見ますと、厚生年金が7,368件とかなり多くなっておりまして、次いで国民年金が1,060件、脱退手当金が88件となっております。また左側の「平成27年度計」の「処理件数」を見ていただきますと5,779件、うち厚生局処理件数が2,669件、日本年金機構処理件数が3,110件となっており、処理件数の半数以上が日本年金機構、具体的には年金事務所で記録回復されていることが分かります。

次に2ページをご覧ください。(2)「訂正手続きに係る受付・処理件数の推移」です。平成19年7月から始まった第三者委員会からの件数を年度毎に並べております。平成21年度の60,374件、22年度の59,912件をピークに件数が減少しております。平成26年度と平成27年度を比べましても、若干ですが減少していることが確認できます。

続いて3ページですが、下側は「地方厚生(支)局別の受付件数」をグラフ化したものです。

4ページをご覧ください。(3)「訂正手続きに係る受付件数の推移」です。年度毎の月平均件数を表とグラフ化したものです。受付件数は平成21年度、22年度のピーク後は件数が減っており、26年度は25年度に比べて半数近くになっており、また26年度と27年度を比べますと約3割弱の減少が見られるところです。平成28年度の件数はまだ出ておりませんが、今のところ全国的には平成27年度よりも約2割強減少し、ひと月あたり440件前後で推移している状況です。

次に下の5ページに移りまして、(1)「制度別・処理事案別の処理件数」です。厚生年金の事案については、個別請求と一括請求に分かれておりますが、一括請求については、前後して申し訳ございませんが3ページにお戻りください。右上、点線で囲んだ下側になります。厚生年金の一括請求は「厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求」のことでございます。

それでは5ページにお戻りください。左から順番に、厚生年金、国民年金、脱退手当金とありますが、厚生年金の個別請求を見ますと、処理事案合計2,427件に対し、厚生局処理件数は1,688件、機構処理事案の個別請求は739件となっております。機構の処理割合が約30%です。一括請求の方は、処理事案合計が2,571件のうち、厚生局処理件数は224件、機構処理事案は2,347件となっております。90%を越える割合で機構、具体的には年金事務所において記録訂正がなされている状況です。国民年金及び脱退手当金については、機構処理事案の割合はともに3%前後と少なく、年金事務所で処理ができない事案が多いことが確認できるところでございます。

次の6ページをご覧ください。5ページの数字を円グラフ化したものです。上段左の円グラフは機構処理事案と厚生局処理事案の割合です。機構処理事案が53.8%と半数以上を占めている状況です。制度別の処理事案件数では、厚生年金の一括請求が多く44.5%、次に厚生年金の個別請求が42%、国民年金は12.4%、脱退手当金は1.1%という状況です。

次に下の段の厚生局処理事案の制度別・処分別の状況です。厚生年金の個別請求は、一部期間訂正を含めると訂正率は約50%となっております。厚生年金の一括請求は訂正率95.5%ととても高い数字になっていますが、これは平成15年度から始まりました総報酬制に伴う賞与届の漏れ事案によるものが多数あるということです。その他、国民年金は、一部期間訂正を含めると訂正率が15.5%、脱退手当金につきましては、訂正率が一番低く6.3%となっております。

続いて、下の7ページ(2)「訂正手続における記録訂正の推移」です。下のグラフを見てのとおり、平成24年度からは訂正率70%台となっております。厚生労働省の年金記録訂正に移行してからも同様70%を超えている状況です。

次に9ページをご覧ください。処理中事案の状況です。平成27年度末現在の処理中事案件数の合計は2,241件となっております。これにつきましては、27年度の月平均受付件数が約600件程度ありまして、後ほど説明させていただきますが、受付から処理完了までに4カ月程度かかることを考えますと、月約600件×4カ月ということで2,400件ということになります。そのため、この2,241件という数字は妥当な件数であると考えております。

また10ページをご覧ください。「処理期間の状況」ですが、(1)の「厚生局処理事案に係る処理期間」の表の一番右に「標準処理期間」という欄がございます。訂正請求を受け付けた機構年金事務所は、厚生局処理事案を厚生局に送付するまでに40日、それを受け付けた厚生局は請求者に処分通知を送付するまでに103日を見ておりまして、合計143日が標準処理期間とされているところです。

では、実際はと言いますと、その左の「全制度平均」という欄にありますとおり、147.2日とわずかに標準処理期間を超えている状況です。なお、この数値につきましては、先ほどご説明しましたとおり、機構年金事務所ですべて訂正請求を受付してからの処理期間でございます。厚生局処理期間を示すものは①のこの欄になります。厚生局処理期間につきましては、103日の標準処理期間に対しまして、全制度平均ではございますが100.9日となっております。

さらに表にはございませんが、中国四国厚生局では96.8日、四国厚生支局では95.5日と全国平均より良い数値となっている状況です。これにつきましては、ひとえに審議会委員の皆さま方のご尽力のたまものであると感謝しているところでございます。

また参考としまして、左下の表にありますように、第三者委員会での処理期間については110日より短い期間で処理がなされている状況です。

15ページをご覧ください。(2)「被保険者年齢階層別」のグラフです。ここでは、やはり年金の裁定請求を行う60歳から65歳前後の年齢層の方が、自身の記録に強い関心を持って訂正請求を行っていることが分かります。

次に16ページをご覧ください。(3)「被保険者の区分別」の表と円グラフでございます。請求者の状況ですが、第三者委員会時代は、どちらかという右のグラフのように「受給者」が多いという状況でしたが、現在は「裁定済み者」よりも「その他」が多くなっています。

続きまして17ページをご覧ください。(4)「請求者住所地別」の表でございます。中国四国厚生局管内の5県につきましては115件、全体の約4%で、四国厚生支局管内は4県で55件、約2%という状況です。

次に18ページをご覧ください。2「事案類型・請求期間の状況」(1)「請求期間の分類別」のアの「厚生年金」の表をご覧ください。合計件数3,332件のうち、「標準賞与額に係る訂正請求」が1,587件と半

数近くを占めている状況です。ちなみに表にはございませんが、中国四国厚生局の標準賞与に係る割合が約 28%、四国厚生支局の割合は約 17%と、大規模事業所及び事業所数の少ない厚生局につきましては、相対的に標準賞与額にかかる訂正請求割合が少ない傾向がございます。

続きまして 19 ページをご覧ください。イの「国民年金」の表になります。ご覧のとおり、「保険料納付に係る訂正請求」が 90%を超えている状況であります。表にはありませんが、中国四国厚生局及び四国厚生支局においても同様に保険料納付に係る訂正請求が 9 割を超えている状況です。

続きまして 21 ページをご覧ください。(2)「請求期間(時期)別」の状況です。これを見ますと平成 15 年度以降が特に多くなっていますが、これは総報酬制導入に伴う賞与の届出漏れの事案が多いからでございます。

次に 1 枚めぐりまして 23 ページをお願いします。(3)「請求期間(被保険者期間の月数)別」の状況です。右側のグラフを見ていただきますと厚生年金の 1 カ月が特に多くなってございます。これは賞与の届出漏れの事案が多いためでございます。また、厚生年金は 60 カ月以上も多くなっております。これは主に標準報酬相違などの事案で長期間標準報酬月額が低いという請求などが原因となっているところ

です。

これ以降、この資料 3-1 の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして資料 3-2 「年金記録の訂正に関する審査請求について(平成 27 年度)」をお手元にご用意ください。

表紙をめくっていただいて 1 ページをお願いします。「審査請求の受付・処理件数」の表です。平成 27 年度の「受付件数」は 176 件、28 年度は 10 月までの 7 カ月で 90 件の合計 266 件となっております。「裁決件数」は 27 年度 30 件、28 年度が 64 件の合計 94 件ですが、「容認」はご覧のとおり 1 件もございません。表にはありませんが、中国四国厚生局処理の審査請求件数は、平成 27 年度は 7 件、28 年度は平成 29 年 2 月現在で 13 件となっております。四国厚生支局処理の審査請求件数については、平成 27 年度 5 件、28 年度は 7 件という状況でございます。

続きまして、下の 2 ページをご覧ください。「不訂正決定処分及び審査請求の件数」です。審査請求の割合は全体で 11.9%です。厚生年金及び国民年金はおおむね 1 割程度、脱退手当金については少し多く 25%となっております。

4 ページをお願い致します。被保険者の年齢階層別の件数になります。これを見ますと 65 歳以上の年金受給世代の方の審査請求は 118 件でございます、全体の 176 件に対しまして約 7 割程度を占めている状況です。

最後の 9 ページをご覧ください。これは「年金記録訂正にかかる訴訟事件」です。一番上の表「提訴の状況」を見ますと、平成 28 年 10 月末現在、厚生年金が 6 件、国民年金が 3 件、脱退手当金が 2 件の合計 11 件訴訟になっております。

真ん中の表になりますが「審査請求の状況」です。審査請求を行い提訴したものは 6 件、審査請求を行わず提訴したものが 5 件となっております。

下の表「判決・係争の状況」ですが、先ほどの提訴 11 件のうち 3 件は現在判決が出ておりまして、いずれも棄却となっております。また残り 8 件につきましては平成 28 年 10 月現在係争中です。なお、表にはございませんが、中国四国厚生局において平成 28 年 10 月に脱退手当金事案に係る訴訟が 1 件提起され、現在係争中であることを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上で資料3-2の説明は終わらせていただきます。

次に資料3-3「平成27年度中国四国地方年金記録訂正審議会各部会の開催状況等」をご覧ください。まず平成27年についてですが、平成27年4月13日には中国四国地方年金記録訂正審議会を開催しました。その総会におきまして、部会に属する委員及び部会長の指名が会長より行われたところですが、これによりまして1部会から3部会が中国担当、4部会と5部会が四国担当の部会となり、それぞれ部会を開催することになりました。

表に数字が入っているところが部会により審議した件数です。4月の1部会から3部会については、表の下に記載してあるとおり、部会は開催しましたが審議は行っていないことからゼロで数字を入れています。部会の開催数を見ますと、1部会から3部会は原則月2回開催しており、各部会とも年間20回、4部会と5部会は原則月1回で年間12回の開催となっております。

続きまして裏をご覧ください。平成28年度の開催状況ですが、中国及び四国の各部会とも原則月1回の開催となっております。開催件数及び審議件数につきましては表のとおりでございます。審議件数は、平成27年度、平成28年度とも四国担当部会が中国担当部会に比べて少ない状況となっております。

資料3-3につきましては以上です。

続きまして資料3-4「地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況」をご覧ください。

1ページの表は、制度創設から平成29年2月までの累計件数です。一番右の「計」の「受付件数」欄をご覧ください。国民年金の受付件数は1,450件、厚生年金の受付件数は11,758件、脱退手当金の受付件数は124件となっております。これを割合で申し上げますと、国民年金が11%、脱退手当金が1%、厚生年金が88%となっております。厚生年金が記録訂正請求の約9割弱を占めている状況です。

2ページのグラフをご覧ください。「受付件数・処理件数」のグラフですが、各厚生局別になっております。また厚生局毎に3本のグラフがございますが、青が受付件数、赤が厚生局で処理した件数、緑が機構で処理した件数となっております。グラフのとおり関東信越や近畿などは機構の訂正処理が厚生局の処理件数を上回っていることが分かります。

続きまして3ページのグラフ「制度別訂正率」をご覧ください。圧倒的に厚生年金の訂正率が高く、15年4月からの賞与の届出漏れに係る訂正請求件数が多いことが訂正率を引き上げている理由となっております。特に賞与の届出漏れにつきましては、平成15年度以降の比較的最近の事案です。賃金台帳等の証拠となる書類が保管されている場合が多いことから、届出漏れの事業所が届出漏れの従業員の訂正請求を一括で行い、年金機構において訂正処理ができるものが増えております。

次の4ページをお願いします。「厚生年金の訂正率と機構訂正処理割合」のグラフです。先ほど申し上げましたとおり、機構において訂正処理する件数が多いことから、おおむね訂正率が高い厚生局は機構の訂正処理割合が高い状況がうかがえます。中国四国については一括請求事案が少ないことが要因と思われそうですが、訂正率も低く、また機構訂正処理割合も低い状況となっております。全国的には、訂正率が高いところは機構訂正の処理割合が高くなっている傾向です。

5ページの「制度別厚生局処理割合」のグラフをご覧ください。厚生年金に比べて国民年金及び脱退手当金については機構で訂正できる事案がほとんどないため、厚生局で処理していることがうかがえるところですが、

続きまして6ページをご覧ください。このグラフにつきましては全制度の合計の処理割合を円グラフ

化したものです。全国で見ますと機構訂正処理割合は 56.3%、厚生局処理割合は 43.7%となっております。中国四国は機構訂正処理割合は 32.5%、厚生局処理割合は 67.5%、四国の場合は機構訂正処理割合は 41.7%、厚生局処理割合は 58.3%と厚生局の処理割合は全国よりも高くなっております。

7 ページをご覧ください。これは全国の「年金記録訂正受付件数」を月毎にグラフ化したものです。青い折れ線グラフが受付件数、赤い折れ線グラフが機構訂正処理件数になっております。受付件数には平成 27 年 10 月、28 年 3 月、28 年 8 月にピークがございますが、平成 27 年 10 月は東京分室のみが前月と比べて約 500 件増加、平成 28 年 3 月も同じように東京分室が前月に比べて約 300 件増加、平成 28 年 8 月については関東信越厚生局が約 100 件、東海北陸厚生局が約 200 件増加したことが要因です。

この増加した件数は赤い折れ線グラフ、機構訂正処理件数を見ていただきますと分かりますが、2 カ月から 3 カ月後に処理件数が大きく増加しております。このことから、ほとんどが一括請求によるものであり、厚生局に送られる前に機構で訂正処理された事案であることがうかがえるところです。また青の点線は、受付件数を近似曲線で表したのですが、徐々に受付件数が減少している状況が見て取れるところでございます。

次に最後の 8 ページをお願いします。これは中国及び四国の受付件数を月ごとにグラフ化したものです。青が中国四国厚生局、赤が四国厚生支局です。先ほど全国のグラフと同様に、青・赤それぞれの点線が受付件数を近似曲線で表したのですが、全国同様に受付件数が減少していることが伺えます。特に四国厚生支局はその傾向が顕著になっております。

資料 3-4 については以上です。

最後になりますが、資料 3-5 の二つ折りのリーフレット「年金ニュース創刊」及び「年金ニュース第 2 号」をご覧くださいと思います。

昨年年金に関する法律が改正されたことに伴い、その広報誌として「年金ニュース」が政府より発刊されております。本日は時間の関係上、年金の受給資格期間の短縮について詳しく触れております「年金ニュース第 2 号」について、簡単ではございますがご説明をさせていただきたいと思っております。

「年金ニュース第 2 号」の表面にありますとおり、本年 8 月から年金を受け取るために必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されます。これに伴いまして、日本年金機構から新たに年金を受給する権利ができる方に対し、年金請求書を送っております。「年金ニュース第 2 号」を開いていただきまして左側の 1 ページの下の表をご覧くださいと思います。日本年金機構から年金請求書が送付されるスケジュールが記載されてあります。この対象者は全国で 73 万 5,000 人、そのうち初めて年金の受給権が生じる方は約 64 万人。中国 5 県では約 3 万人、四国 4 県では約 2.3 万人と聞いております。

このような方たちに年金の請求書を表のスケジュールのとおり送るわけですが、その請求書には併せて「年金記録の再確認をお願いします」というチラシも同封されます。

今までは年金記録訂正の受付件数が徐々に減少してございましたが、今後、このような案内がお手元に届くことにより、今まで年金に関心がなかった方たちが、自身の年金記録にも関心を持ち、年金記録の訂正請求を行うことが予想されておまして、具体的に何件増加するかというのは不明な状況ですが、訂正請求は増加するものと考えているところです。

またスケジュール表の下には「資格期間が 10 年未満の方へも、年内をめどにお知らせの送付を開始します」とございます。現段階では送付の対象や内容については明確にされておりませんが、これによっても訂正請求が増加するものと考えているところです。

これらのことから、本年度は減少から一転、審議件数も増加すると思われます。今後におきましては、受付件数等のデータを検証しつつ、審議会の部会等がスムーズに開催できますよう対応を行ってまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましても、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

以上で資料3-1から3-5までの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○秦会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局からご説明をいただいた議題の3につきまして、ご質問等がございましたらお願いしたいと思ひます。どなたかござひますか。

特にないようですが、よろしいでしょうか。どなたもござひませんね。

それでは、今後、審議会の運営等に関しての何かご質問とか、あるいはご意見、部会などご活用いたひだいて事務局にいろいろお問ひ合わせをいただければと思ひますが、その点について現段階で何かありましたらお願いしたいと思ひます。事務局に対する要望とかもあればと思ひますが、ござひませんか。

それでは、今のところ何もないうござひますので、今後、何かありましたら、事務局におかれては、どうぞ丁寧にご対応いただひくよう、よろしくお願ひ致します。

本日の議題は以上となりますが、事務局から連絡事項その他何かありましたらお願ひ致します。

#### ○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、2点ほどお伝えさせていただきます。本地方審議会総会の開催につきましては、必要な都度、会長と相談をさせていただきながら日程の調整の連絡をさせていただきたいと思ひます。また各部会の開催につきましては、部会長名にて所属部会の委員の皆さまに連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

なお、各部会の開催頻度につきましては、訂正請求の受付件数にもよりますが、現時点でおおむね月1回程度になるのではないかと予測をしております。以上です。

#### ○秦会長

それでは、本日の会議はこれで終了致します。皆さま、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(終了)